

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	予防接種関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和6年9月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	予防接種関連事務				
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき定期予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。定期A類(主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるもの、並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法で定める予防接種について、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理を行う。 ・予防接種実施後に接種者からの申請に基づき、接種証明書の交付を行う。 				
③システムの名称	健康づくり情報システム、衛生システム、新窓口対応システム(庁内連携システム)、個人・法人管理システム(宛名システム)、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム、ワクチン接種記録システム(VRS)				
2. 特定個人情報ファイル名					
予防接種関連事務情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の14 番号法第9条第1項 別表の126 番号法第19条第6号(委託先へ提供)				
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	[実施する] <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 実施する</td> </tr> <tr> <td>2) 実施しない</td> </tr> <tr> <td>3) 未定</td> </tr> </table>	<選択肢>	1) 実施する	2) 実施しない	3) 未定
<選択肢>					
1) 実施する					
2) 実施しない					
3) 未定					
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条、第27条、第29条、第30条、第31条、第155条 【主務省令第2条における情報照会の根拠】 25、27、28、29、153 ・情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条、第28条、第156条 【主務省令第2条における情報提供の根拠】 26、154 				
5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	健康福祉部 健康長寿課				
②所属長の役職名	健康長寿課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市健康福祉部健康長寿課企画担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5523				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	徳島市健康福祉部健康長寿課企画担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5523				

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月7日	I-5. ②所属長	保健センター所長 八幡 建志	保健センター所長 平田 員章	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年7月7日	II-1. いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更にとつたらない。(理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
平成29年7月7日	II-2. いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更にとつたらない。(理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
平成29年7月7日	公表日	平成28年3月4日	平成29年7月7日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年7月11日	I-5. ②所属長の役職名	保健センター所長 平田 員章	保健センター所長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年7月11日	II-1. いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更にとつたらない。(理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
平成30年7月11日	II-2. いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更にとつたらない。(理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
平成30年7月11日	公表日	平成29年7月7日	平成30年7月11日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月26日	II-1. いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更にとつたらない。(理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
令和1年6月26日	II-2. いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更にとつたらない。(理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
令和1年6月26日	公表日	平成30年7月11日	令和1年6月26日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月26日	IV リスク対策		項目の追加	事後	様式変更による
令和2年10月8日	表紙 評価書名	個別予防接種事務 基礎項目評価	予防接種関連事務 基礎項目評価書	事前	法改正による
令和2年10月8日	表紙 個人のプライバシーの権利利益の保護の宣言	徳島市は個別予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	徳島市は予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	法改正による
令和2年10月8日	――1-① 事務の名称	個別予防接種事務	予防接種関連事務	事前	法改正による
令和2年10月8日	――1-② 事務の概要	予防接種法に基づき定期予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。 定期A類(主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるものについて、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。 具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給	予防接種法に基づき定期予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。 定期A類(主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるもの、並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法で定める予防接種について、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。 具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給	事前	法改正による
令和2年10月8日	――2 特定個人情報ファイル	個別予防接種事務情報ファイル	予防接種関連事務情報ファイル	事前	法改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月8日	Ⅰ-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1の10項 別表第1の1の主務省令で定める事務を定める命令第10条	番号法第9条第1項 別表第1の10 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第9条第1項 別表第1の93の2 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	事前	法改正による
令和2年10月8日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	①番号法第19条第7号 別表第2【別表第二における情報照会の根拠】16の2、17、18、19の項【別表第二における情報提供の根拠】16の2の項 ②別表第2省令【情報照会の根拠】第13条	①番号法第19条第7号 別表第2【別表第二における情報照会の根拠】16の2、17、18、19、115の2の項【別表第二における情報提供の根拠】16の2、16の3、115の2の項 ②別表第2省令【情報照会の根拠】第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2【情報提供の根拠】第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	事前	法改正による
令和2年10月8日	Ⅱ-1. いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事前	法改正による
令和2年10月8日	Ⅱ-2. いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事前	法改正による
令和3年10月15日	1-1-② 事務の概要	予防接種法に基づき定期予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。 定期A類(主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるもの、並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法で定める予防接種について、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。 具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給	予防接種法に基づき定期予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。 定期A類(主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるもの、並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法で定める予防接種について、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。 具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給	事後	法改正による
令和3年10月15日	1-1-③ システムの名称	健康づくり情報システム、衛生システム、新窓口対応システム(庁内連携システム)、個人・法人管理システム(宛名システム)、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム	健康づくり情報システム、衛生システム、新窓口対応システム(庁内連携システム)、個人・法人管理システム(宛名システム)、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	法改正による
令和3年10月15日	1-4-②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の10 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第9条第1項 別表第1の93の2 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	番号法第9条第1項 別表第1の10 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第9条第1項 別表第1の93の2 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	法改正による
令和3年10月15日	1-5-①部署	保健福祉部 保健センター	健康福祉部 健康長寿課	事後	法改正による
令和3年10月15日	1-5-②所属長の役職名	保健センター所長	健康長寿課長	事後	法改正による
令和3年10月15日	1-8連絡先	徳島市保健福祉部保健センター予防接種担当 770-8053 徳島県徳島市沖浜東2丁目16 088-656-0540	徳島市健康福祉部健康長寿課企画担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5523	事後	法改正による
令和3年10月15日	1-7請求先	徳島市保健福祉部保健センター予防接種担当 770-8053 徳島県徳島市沖浜東2丁目16 088-656-0540	徳島市健康福祉部健康長寿課企画担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5523	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅱ-1. いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	法改正による
令和3年10月15日	Ⅱ-2. いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	法改正による
令和4年5月20日	Ⅱ-1. いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年5月20日	Ⅱ-2. いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月16日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	<p>予防接種法に基づき定期予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。</p> <p>定期A類（主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人（保護者）に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨）及び定期接種B類（主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない）のうち政令で定めるもの、並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法で定める予防接種について、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。</p> <p>①住民基本台帳を基に、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録（予防接種の種類、実施日、実施場所等） ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診表紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑦新型コロナウイルス感染対策に係る予防接種事務</p> <p>・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種件の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>	<p>予防接種法に基づき定期予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。</p> <p>定期A類（主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人（保護者）に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨）及び定期接種B類（主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない）のうち政令で定めるもの、並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法で定める予防接種について、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。</p> <p>①住民基本台帳を基に、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録（予防接種の種類、実施日、実施場所等） ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診表紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑦新型コロナウイルス感染対策に係る予防接種事務</p> <p>・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種件の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理を行う。</p>	事後	
令和6年9月16日	1-3法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第1の10 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第9条第1項 別表第1の93の2 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 番号法第19条第6号（委託先へ提供）</p>	<p>番号法第9条第1項 別表の14 番号法第9条第1項 別表の126 番号法第19条第6号（委託先へ提供）</p>	事後	
令和6年9月16日	1-4-②法令上の根拠	<p>①番号法第19条第8号 別表第2 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2、17、18、19、115の2の項 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2、16の3、115の2の項</p> <p>②別表第2省令 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【情報提供の根拠】 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2</p>	<p>・情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条、第27条、第29条、第30条、第31条、第155条 【主務省令第2条における情報照会の根拠】 25、27、28、29、153</p> <p>・情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条、第28条、第156条 【主務省令第2条における情報提供の根拠】 26、154</p>	事後	
令和6年9月16日	II-1. いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年9月16日	II-2. いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	